

【事案の概要】

原告が本件建物に係る平成3年度から平成7年度までに納めた固定資産税に課税誤りがあり、過誤納があったことが約8年後に判明したが、被告（益子市長）は還付請求権の時効消滅を理由に還付できないと通知した。原告は、国家賠償法に基づき、過誤納金全額と遅延損害金の支払いを求めて提訴した。

【原告の主張】

被告は固定資産税の納税通知書と共に課税明細書を原告に送付していたが、納税義務者は一般に役所が間違えるとは思っておらず、納税通知書を見てそれを信じて納税するものであり、原告も納税通知書により本件固定資産税を納付した。

被告は、違法な固定資産税を賦課して原告に損害を被らせたが、上記賦課処分は無効である。よって、原告は被告に対し、損害賠償金並びに遅延損害金の支払いを求める。

地方税法第18条の3の規定は、租税法律関係が有効に成立していることを前提とし、これから生じる還付請求権等について定めたもので、本件固定資産税の賦課処分は無効であり、有効な租税法律関係が成立していないから、同条は適用されない。

また、原告が本件固定資産税の賦課処分が違法であり、その結果生じた本件過誤納金の存在を知ったのは平成15年12月26日付の被告町長名の通知によってであり、その時から消滅時効は進行する。さらに、被告は上記通知により本件過誤納金を承認した。

【被告の主張】

本件過誤納金は平成7年度までであって、その還付請求権は最終納付期間である平成8年12月20日から5年を経過した平成13年12月20日をもって、地方税法第18条の3に定める消滅時効が完成した。

原告は、平成8年度以降の本件建物に係る固定資産税を全く納付しておらず、平成16年12月末日の未納額は合計5824万円、延滞税額で4131万1700円の合計9954万6100円である。なお、原告は事実上倒産して営業も停止しており、今後営業上の収益を全く期待することができない。原告所有の本件建物は、銀行から不動産競売申立てがされ、すでに売却されており、他に原告所有の物件も見当たらず、被告は他に差押えの方法がない状況にある。原告は、平成8年度以降の本件建物に係る固定資産税を滞納して全く払おうとせず、その支払能力もないのが現状であり、原告が請求している損害賠償金の支払いをすれば、原告から上記固定資産税の回収をすることは永久に不可能である。したがって、上記滞納固定資産税を原告に請求するのは当然の権利である。

【裁判所の判断】

（地方税法第18条の3に定める消滅時効の完成について）

行政処分が無効であるためには、その違法が重大で、しかも明白であることを要する

が、本件賦課処分はそれに該当すると認められる。仮に重大明白な瑕疵がないとしても、課税処分の内容上の過誤が課税要件の根幹についてのものであって、徴税行政の安定とその円滑な運営の要請を考慮してもなお不服申立期間の徒過による不可争力を理由として被課税者に当該処分による不利益を甘受させることが著しく不当と認められるような例外的な事情のある場合は、その過誤が当該課税処分を無効ならしめると解すべきであるところ、上記賦課処分はこれに該当すると認められる。

これによれば、過大な固定資産税を賦課した限度において本件固定資産税の賦課処分は無効であるから、被告が本件過誤納金を収受しておく根拠はないものと認められる。また、地方税法第 18 条の 3 の規定は、不可争力の生じた課税処分についての過誤納金等に関する消滅時効についてのものと解されるから、当該課税処分が無効な場合で、国家賠償により損害賠償を請求するときには、適用がないものと言うべきである。

以上により、原告は被告に対し、国家賠償法に基づいて本件過誤納金に相当する額の損害賠償金及びその納付の日の翌日から支払い済みに至るまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金を請求することができる。

なお、原告が本過誤納金を平成 15 年 12 月以前に知ったことについてはなんらの主張立証がないから、上記損害賠償請求権についての消滅時効が完成していることもない。

(被告の反訴請求の訴えに利益があるかについて)

被告は、本件建物に係る平成 8 年度から平成 16 年度までの固定資産税の滞納額を反訴として原告に請求するが、固定資産税については債務名義を要することなく、自ら滞納処分により徴収することができ、消滅時効の中断についても、地方税法第 18 条 2 の定めるところにより督促又は交付要求により中断することができるから、訴訟上の請求をすることも要しない。

したがって、被告には反訴についての訴えの利益がないものと解されるので、その訴えは却下されるべきである。